

## 令和2年度までの取組を踏まえた課題及び今後の取組方針について (案)

令和3年3月9日

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課

### 1. 現状、課題

平成24年度よりワーキングチームを設置して以降、サプライチェーン上での商慣習に起因する食品ロスの削減に向けて、納品期限の緩和、賞味期限の大括り化等の実証・検討を進め、効果が認められる取組の現場での推奨を進めてきた。

納品期限の緩和は、大手のスーパー、コンビニエンスストアを中心に取組が進んできた一方で、地方・中小の食品スーパーでは、同業者との横並びの意識や、物流センターを複数社で共有していることから、「地域で一斉を始めなければ取り組みづらい」等の声があった。このため、令和2年10月30日の食品ロス削減の日を、「全国一斉商慣習見直しの日」と定め、全国一斉での取組を呼びかけた。その結果、食品スーパーを中心に取組が増加した（納品期限緩和に取り組む事業者数：平成31年3月 39→令和2年3月 108→同年10月 142）ものの、地方・中小の食品スーパーにおける取組が十分に進んだとは言えず、一層の推進が必要である。また、令和2年度におけるワーキングチームのデータ分析において、賞味期限180日以上の特定の加工食品は、納品期限を賞味期間の1/2残しにしても小売店での売上・廃棄に大きな影響がない結果となった。また、既に180日以上加工食品で納品期限緩和を実施している複数の小売業者へのヒアリングでは、売上・廃棄への悪影響がないとの意見が多かった。このようなことから、納品期限緩和の推奨品目の拡大も可能であると思われ、今後具体的に検討する必要がある。

同じように賞味期限表示の大括り化についても、「全国一斉商慣習見直しの日」における取組を推奨するなどにより、製造業者の取組を進めてきた。その結果、大手メーカーを中心に取組が進んでいるところ（大括り化に取り組む事業者数：令和2年3月 120→同年10月 156）であるが、地方・中小製造業者を中心に一層の取組を促進していく必要がある。

### 2. 今後の取組方針

以上の課題を踏まえ、次年度は以下に取り組む。

- (1) 本年10月30日を再び「全国一斉商慣習見直しの日」として設定し、納品期限緩和の取組が遅れている地方・中小の事業者を中心に、納品期限緩和・賞味期限表示の大括り化の取組企業数の拡大に向けて、食品小売・卸売・製造事業者の団体を通じた取組の再度の要請、昨年以上に地方農政局等による直接訪問による働きかけを強化して実施する。
- (2) 上記(1)の取組の成果が向上するよう、「全国一斉商慣習見直しの日」における達成目標を夏までに設定する。例えば、食品スーパー・生協で、緩和に取り組む小売業の食品売上高シェアの目標を地域ごとに設定することを検討する。

(以上)